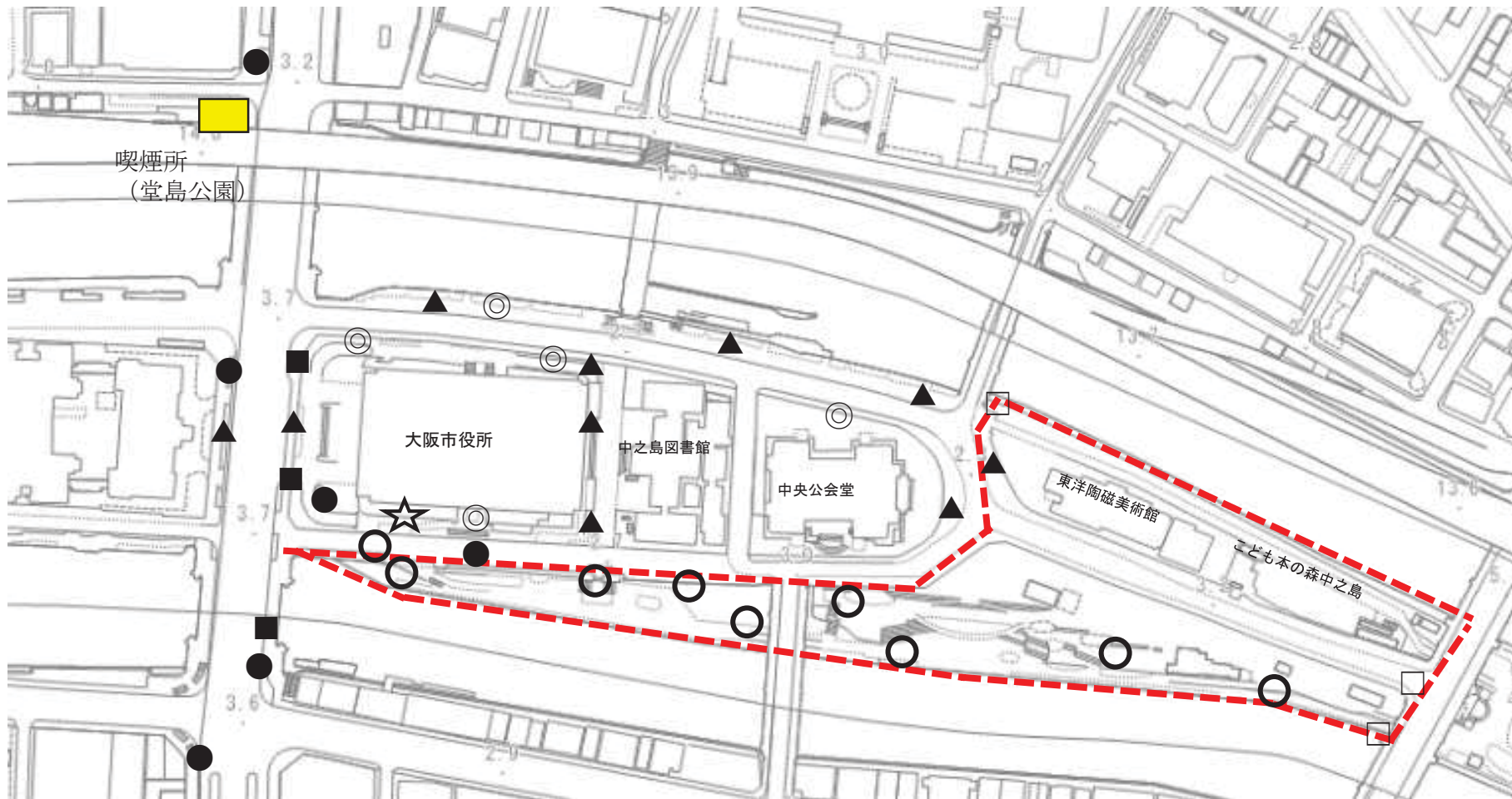


第36回
大阪市路上喫煙対策委員会
資料

令和3年12月20日
大阪市環境局

(1) 路上喫煙対策に関する取組状況

1 こども本の森中之島周辺地域（御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺地域の拡大） の路上喫煙禁止地区指定に伴う啓発



凡例：●既存看板（6）◎既存看板（5）／○新設看板（9）・▲既存路面タイル（10）
■既存路面シール（3）／□新設路面シール（3）・☆ポスター（1）

1 こども本の森中之島周辺地域（御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺地域の拡大）の路上喫煙禁止地区指定に伴う啓発

●既存看板



◎既存看板



■□路面シール



1 こども本の森中之島周辺地域（御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺地域の拡大）の路上喫煙禁止地区指定に伴う啓発

○新設看板



路上喫煙禁止地区
NO SMOKING ZONE
금연 구역 路上禁煙區 路上禁煙區

路上喫煙禁止地区での路上喫煙は、
過料 1,000 円が徴収されます。(喫煙者様へ)

No Smoking Zone
The red lines on the map denote "no smoking zone". Smoking on the streets in these zones is punishable by a 1,000 yen fine.

路上禁煙區
地圖上の紅線表示「路上禁煙區」、
所在地區地圖上殘煙、
將會罰款一千日元(過失罰款)、
路上禁煙區

地圖上の紅線表示「路上禁煙區」、
所在地區地圖上殘煙、
將會罰款一千日元(過失罰款)、
路上禁煙區

令和3年4月1日から
こども本の森中之島周辺地域は路上喫煙禁止地区です

喫煙する場合は、喫煙所をお願いします。
Please smoke in the designated area.
흡연 소에서 흡연을 부탁드립니다.

大阪市 環境局 連絡先 06-6630-3228
Osaka City Environment Bureau

市広報紙（R3年3月号）

4/1から新たに指定する「路上喫煙禁止地区」でも過料が徴収されます

新たに【中央区】長堀通り地域、【北区】こども本の森中之島周辺地域(御堂筋及び市役所・中央公会堂周辺地域の拡大)を「路上喫煙禁止地区」に指定します。「路上喫煙禁止地区」で喫煙した場合、1,000円の過料が徴収されます。喫煙マナーを守り、周囲の迷惑にならないよう気をつけましょう。



環境局事業管理課
☎ 6630-3228 ☎ 6630-3581

☆ポスター（市庁掲示板）



路上喫煙禁止地区
NO SMOKING ZONE
금연 구역 路上禁煙區 路上禁煙區

令和3年4月1日から
こども本の森中之島周辺地域は路上喫煙禁止地区です

路上喫煙禁止地区での路上喫煙は、
過料 1,000 円が徴収されます。

No Smoking Zone
The red lines on the map denote "no smoking zone". Smoking on the streets in these zones is punishable by a 1,000 yen fine.

路上禁煙區
地圖上の紅線表示「路上禁煙區」、
所在地區地圖上殘煙、
將會罰款一千日元(過失罰款)、
路上禁煙區

地圖上の紅線表示「路上禁煙區」、
所在地區地圖上殘煙、
將會罰款一千日元(過失罰款)、
路上禁煙區

喫煙する場合は、喫煙所をお願いします。
Please smoke in the designated area.
흡연 소에서 흡연을 부탁드립니다.

大阪市 環境局
Osaka City Environment Bureau